資料１

協議を行い確定すべき項目及び内容

番号	項　目 及 び 内 容	提案委員
1	資料の(5)正副会長試案と(6)委員提出条例案を「条例に規定すべき項目、内容」の最後に持ってくる。	西村委員 林委員
2	コンセプトを盛り込むべき。	林委員
3	「正副会長試案」と「林・西村条例案」を対比すべき。	林委員
4	主な意見のまとめ方について(それぞれの意見・根拠を明確に区別して記載すべき。)	林委員
5	章立てを協議して盛り込むべき。	西村委員
6	「前文」を再協議するべき。	林委員 西村委員
7	「自治」の定義の見直し	正副会長
8	「P20 (1)情報共有 ①市の執行機関等及び市議会は、市政運営に関する情報が、市民との共有財産であることを認識する。」 と 「P73 (情報公開・共有の原則) 第 36 条　市議会及び市長等は、市政に関する情報の公開と提供が、住民参画・協働及び透明な行政運営にとって不可欠なものであることを認識し、住民に分かりやすく迅速に公表、公開及び提供しなければなりません。」 は、両論併記ではないか。	西村委員
9	「P22 (1)参画の原則 ①市民、市議会及び市の執行機関等は、参画による市政運営及びまちづくりに取り組む。 ②参画による市政運営及びまちづくりは、男女が共同して取り組む。」 と 「P74 (参画推進の原則) 第 42 条　市は、住民の参画を推進し、住民の参画の機会を保障しなければなりません。」 は両論併記ではないか。	西村委員
10	P22 住民参画推進評価委員会の設置、P23 協働推進委員会の設置については未審議	西村委員
11	P28(3)①に 「育てる条例」という文言を入れたい。	西村委員

番号	項　目 及 び 内 容	提案委員
12	P28(1)に 自治推進委員会の委員数、構成、公募委員の数、任期、再選の規定を盛り込むことについては両論なのか、どうかが明確ではない。	西村委員
13	「目的」「自治運営の基本原則」「市民の定義」「審議会等」「出資団体の規定」「情報共有」「コミュニティ(地域のまちづくり)、都市内分権」「国、他の地方公共団体との連携」「自治推進委員会、最高規範性、条例の見直し」を再協議すべき。	林委員
14	検討経過の記載について 検討委員から提出された文書及び資料等の名称を具体的に記載すべき。	林委員